

盛岡広域振興局長告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和元年8月23日

盛岡広域振興局長 石田知子

通所介護

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372102046	杏仁合資会社	デイサービス ニュー 鶯山荘	岩手郡雫石町鶯宿第10地 割31番地9	令和元年8月31日